盛土規制法の手引

令和7年4月

群 馬 県 県土整備部建築課

1 本書の目的

この手引は、群馬県行政手続条例第5条第1項の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の規定に基づく盛土等の許可などの基準を定めるものです。

凡例

法 律・・・・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)

政 令 ・・・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)

省 令 ・・・宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)

細 則 ・・・群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和7年3月28日群馬県規則第27号)

告示 ::・建設省告示、国土交通省告示

2 内容

この手引は、主に「例規」、「解説」、「審査基準」、「☞Point」、「行政指導指針」から成ります。各項目の記載内容は、以下のとおりです。

例 規:関係する法律、政令、省令、条例及び細則の条文を記載しています。

解 説:例規について、解釈に差異が生じないよう、県における具体的な法の解釈を記載しています。

審 査 基 準:法令へ適合しているかをどのような基準で判断するかを具体的に記載しています。

▼ Point:参考にした書籍等、補足情報を記載しています。

行政指導指針:法令によらないものの、適合することが望ましい基準を記載しています。

3 適用及び運用

この手引は、盛土規制法の規定に基づく工事に適用します。ただし、当該工事に関して他の法令による規制がある場合には、当該法令にも適合させてください。

なお、本手引の適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、本手引によらないことができます。また、本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

4 参考·引用文献

都市計画法に基づく開発許可制度の手引(群馬県、令和6年4月)

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について(技術的助言)(令和5年5月26日国官参宅第12号)

盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)

盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(国土交通省,農林水産省,林野庁、令和5年5月)

宅地造成の実務(山崎 慶一編著、昭和62年10月)

道路土工 擁壁工指針((社)日本道路協会、平成24年7月)

道路土工 盛土工指針((社)日本道路協会、平成22年度版)

道路土工 切土工・斜面安定工指針 ((社)日本道路協会、平成21年6月)

道路土工 仮設構造物工指針((社)日本道路協会、平成11年3月)

建築基礎構造設計指針((一社)日本建築学会、令和元年11月)

建築士のための擁壁設計入門 (藤井 衛,渡辺桂勝,品川恭一、2019年3月)

地すべり防止技術指針及び同解説(国土交通省,独立行政法人土木事務所、平成 20 年 4 月)

自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル((一社)鋼管杭・鋼矢板技術協会,(一社)先端建設技術センター、平成 29 年 3月)

目次

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	
1.1 法の目的 ······	1
1.2 用語の定義	2
1.3 宅地造成等工事規制区域·特定盛土等規制区域······	8
第2章 工事の許可等	
2.1 手続の要否の判定	9
2.2 許可を要する工事	···10
2.3 届出を要する工事	···12
2.4 許可又は届出が不要となる工事	···14
2.5 許可対象行為の考え方(土地の形質変更)	20
2.6 許可対象行為の考え方(土石の堆積)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.7 国又は都道府県の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2.8 みなし許可	
2.9 法に適合していることの証明書の交付	
2.10 関係法令 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	···26
第3章 土地の保全	
3.1 土地の保全	29
第4章 許可申請の手続	
4.1 手続の流れ······	33
4.2 標準処理期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
4.3 許可申請又は届出に必要な書類等	35
4.4 代理申請·····	45
4.5 申請手数料	
4.6 許可又は不許可の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4.7 許可情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
第5章 許可基準	
5.1 住民への周知 ·····	···51
5.2 技術的基準への適合	55
5.3 資力·信用 ······	
5.4 工事施行者の能力	
5.5 土地所有者等の同意	
5.6 設計者の資格	
5.7 土石の堆積に関する工事の期間	···61
第6章 その他の手続	
6.1 規制区域指定の際の工事の届出	63
6.2 擁壁等を除却する工事の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	68
第7章 地盤に関する技術的基準	
7.1 崖面天端の排水	69
7.2 盛土·····	70
7.2 打十	77

7.4 渓流等における盛土	81
第8章 擁壁に関する技術的基準	
8.1 擁壁の設置義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
8.2 擁壁の構造	85
8.3 擁壁の基礎地盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
8.4 擁壁の根入れ	94
8.5 擁壁の設計	97
8.6 構造細目	103
第9章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計	
9.1 要求性能	111
9.2 設計定数	113
9.3 土圧の算定	116
9.4 安定性	
9.5 部材の応力	125
第 10 章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	
10.1 崖面崩壊防止施設の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
10.2 崖面崩壊防止施設の設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
10.3 崖面崩壊防止施設の種類及び選定	129
10.4 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項	129
第 11 章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	
11.1 法面の保護	131
第 12 章 軟弱地盤対策	
12.1 軟弱地盤の概念	139
12.2 軟弱地盤対策の検討	139
12.3 軟弱地盤対策工の選定	139
12.4 軟弱地盤対策の各工法の設計及び施工	139
第 13 章 地盤の液状化	
13.1 液状化対策の基本	141
13.2 液状化地盤の確認・調査	141
13.3 液状化地盤の判定	141
13.4 液状化対策工法の検討	141
第 14 章 排水工に関する技術的基準	
14.1 排水工の分類	143
14.2 排水工(管渠)	145
14.3 表面排水工	146
14.4 地下排水工	156
第 15 章 土石の堆積に関する技術的基準	
15.1 土石を堆積する土地の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
15.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置	165
15.3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置	166
15.4 自立式鋼矢板の設計	168
第 16 章 工事施行に係る手続	

16.1 着手の届出・・・・・・・・・・・177
16.2 変更の許可又は届出178
16.3 軽微な変更・・・・・・・・・180
16.4 工事の中止・廃止・再開・・・・・・・ 181
16.5 許可に基づく地位の承継
第 17 章 検査等
17.1 中間検査の概要
17.2 完了検査等の概要
17.3 検査等受検の流れ・・・・・・・・・・・・185
17.4 検査項目187
17.5 土石の堆積前の確認190
第 18 章 定期報告
18.1 定期報告
18.2 報告の頻度・・・・・・・・・・191
18.3 報告の方法・内容・・・・・・・・・・・・・・・・192
第 19 章 施工上の留意事項
19.1 盛土
19.2 切土
19.3 擁壁199
19.4 土石の堆積・・・・・・・・・・・・・・・・・・202
第 20 章 罰則
20.1 罰則203
第 21 章 様式一覧
21.1 国様式205
21.2 県様式238
21.3 参考様式